

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第53号

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成20年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号。以下「条例」という。）第60条の2第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第60条の3各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第2条</u>の規定により育児休業をしている職員のうち、四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号。以下「条例」という。）第60条の2第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第60条の3各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第2条第1項</u>の規定により育児休業をしている職員のうち、四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員</p>

(期末手当に係る在職期間)

第6条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

(3)及び(4) (略)

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第13条 条例第60条の5第1項前段

(期末手当に係る在職期間)

第6条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

(3)及び(4) (略)

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第13条 条例第60条の5第1項前段

の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第60条の5第5項において準用する条例第60条の3各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項の規定の適用を受ける職員以外の職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第17条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第6条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間

(3)から(11)まで (略)

の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第60条の5第5項において準用する条例第60条の3各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項の規定の適用を受ける職員以外の職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第17条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間

(3)から(11)まで (略)

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(総務部人事課)